

帯広市動物園広告掲出実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、帯広市動物園広告掲出要領（平成25年6月6日制定。以下「要領」という。）の実施細目について定めるものとする。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 要領第2条第1項に規定する指定広告掲出位置及び同条第2項に規定する種類等は、次のとおりとする。

種 類	掲出位置	規 格	募集枠数	備 考
動物園広告 (B2縦ポスター)	動物園メインストリート	B2版縦 H728mm×W515mm ※厚さ0.5mm以下	5	

2 掲出位置等は、別図のとおりとする。

(広告の募集の時期、募集方法等)

第3条 要領第5条の広告の募集の時期は、毎年2月（平成25年度は6月）とする。ただし、年度の途中で広告枠を新たに設置し、又は広告枠に空きが生じたときは、随時募集する。

2 広告の募集の方法は、広告掲出に関し必要な事項を市、動物園のホームページ、その他の広報媒体により周知するものとする。

(広告掲出料等)

第4条 要領第9条第1項の広告掲出料は、1枠につき月額基本額6,000円（行政財産使用料を含む）とし、広告掲出料の詳細は次のとおりとする。ただし、開園日数は帯広市動物園条例施行規則第2条に規定する開園日をいう。

月	広 告 掲 出 料	備 考
4	月額基本額×開園日数/30	行政財産使用料を含む
5	月額基本額	〃
6	月額基本額	〃
7	月額基本額	〃
8	月額基本額	〃
9	月額基本額	〃
10	月額基本額	〃
11	月額基本額×開園日数/30	〃
12	月額基本額×開園日数/30	〃
1	月額基本額×開園日数/30	〃
2	月額基本額×開園日数/30	〃
合計		

2 広告の掲出を月の途中から開始した場合の広告掲出料は、月額基本額に（掲出期間/30）を乗じて得た額とする。

(広告掲出料を返還しない場合)

第5条 要領第13条第4項の生涯学習部長が別に定める広告掲出料を返還しないときは、次の理由により閉園又は広告が掲出できない場合とする。

- (1) 大雨、大雪など悪天候による場合
- (2) 天災地変などの非常事態が発生した場合
- (3) その他、帯広市動物園の事情に起因しない閉園

(様式)

第6条 要領第17条の様式は、別記様式第1号から別記様式第6号までとする。

- 別記様式第1号 広告掲出申込書
- 別記様式第2号 広告掲出に係る税情報確認承諾書
- 別記様式第3号 広告掲出選考結果通知書
- 別記様式第4号 広告掲出請書
- 別記様式第5号 行政財産使用許可申請書
- 別記様式第6号 行政財産使用許可書

附 則

この実施細目は、平成25年6月6日から施行する。

この実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

帯広市動物園広告掲出申込書

帯広市広告掲載要綱第7条の規定に基づき、帯広市動物園広告の掲出を次のとおり申し込みます。
なお、この申込書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、帯広市
広告掲載要綱及び同基準を遵守することを誓約します。

年 月 日

帯広市長 様

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

1 掲載希望枠数

2 掲出希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 連絡先

- (1) 担当部署及び担当者氏名
- (2) 電話番号及びファクシミリ番号
- (3) 電子メールアドレス

4 添付書類

- (1) 広告図面及び説明書等
 - ・ 広告図案（イメージ、ラフ・スケッチ）、文面（原稿案等）、説明書等
- (2) 広告原稿の規格等
 - 〔例〕 縦 mm × 横 mm
 - 厚さ mm
- (3) 申込者に係る資料
 - ・ 会社概要等
 - ・ 申込者のホームページ URL
- (4) 帯広市動物園広告掲載に係る税情報確認承諾書（様式第2号）又は市税完納証明

広告掲出に係る税情報確認承諾書

私は、広告掲出の申込にあたり、市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することを承諾します。

住所（所在地）：
（事業所名）：

氏名（代表者名）： ⑨

※税情報の取得を承諾される場合は、承諾書に記載、押印してください。

事務連絡
年 月 日

課長様

動物園長

市税の納税状況について（照会）

個人（法人）名：

上記の個人（法人）に係る帯広市税条例第3条に規定する市税の滞納の有無について、上記の承諾書に基づき照会します。

事務連絡
年 月 日

動物園長様

課長

市税の納税状況について（回答）

先に照会のありました個人（法人）に係る帯広市税条例第3条に規定する市税については、

- ・平成 年 月 日現在、滞納はありません。
- 納税相談を実施し、分納を認め履行中です。
- 滞納があります。
- 課税はありません。

（以下は、「滞納があります。」にチェックをつけた場合に使用）

年 月 日、納税相談を実施し、分納を認め履行中です。

年 月 日、滞納がないことを確認しました。

帯 第 号
年 月 日

(申 込 者) 様

帯広市長
(担当)

帯広市動物園広告掲出選考結果通知書

〔基準に適合する場合〕

年 月 日付けで申込みのありました広告については、帯広市広告掲載要綱及び同基準に適合するものと認めますので、請書を提出してください。

〔基準に適合しない場合〕

年 月 日付けで申込みのありました広告については、帯広市広告掲載要綱及び同基準に適合しないことから掲出しないことと決定しましたので通知いたします。

記

- 1 件 名 帯広市動物園広告掲出
- 2 広告掲出料 ¥ 円
- 3 広告掲出箇所 帯広市動物園広告掲示板
- 4 広告料納入期限 年 月 日
- 5 広告掲出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 広告の図案、規格等
 広告図案 別紙
 規 格 (例) 縦 mm × 横 mm
 厚さ mm

請 書

- 1 件 名 帯広市動物園掲出広告
- 2 広告掲出料 ¥ 円
- 3 広告掲出箇所 帯広市動物園広告掲示板
- 4 広告掲出料納入期限 年 月 日
- 5 広告掲出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 広告の図案、規格等
 広告図案 別紙
 規 格 (例) 縦 mm × 横 mm
 厚さ mm
- 7 損害賠償 広告掲載にあたり、自己の責任により帯広市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
- 8 広告掲載の取消し 帯広市広告掲載要綱第10条各号に該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません
- 9 広告主の責務 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
- 10 その他 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとします。

帯広市動物園における広告の掲出にあたり、上記各項のほか、帯広市契約規則、帯広市広告掲載要綱、同基準、帯広市動物園広告掲出要領及びその他関係法令を遵守し、お請けいたします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

帯広市長 様

行政財産使用許可申請書

年 月 日

帯広市長 様
()

申請者

住所

氏名

次により、行政財産の使用の許可を申請します。

1 財産の表示

名 称	所 在	地 番	種 目	数 量 ^{m²}

2 使用目的等.....広告掲出.....

3 使用希望期間 自 年 月 日 至 年 月 日

4 関係書面等

5 参考事項等

6 添付書面等

行政財産使用許可書

帯 指令第 号

年 月 日

使 用 者 (申請者)	

許可者

帯広市長
(扱)

年 月 日付申請の市有財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、次の条件を付して許可する。

※許可処分について不服がある場合は、この許可処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して審査請求をすることができる。

また、この許可処分について不服がある場合は、この許可処分があつたことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）から6月以内に、帯広市（訴訟において帯広市を代表する者は帯広市教育委員会となる。）を被告として、許可処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、許可処分又は裁決があつたことを知った日から6月以内であっても、許可処分又は裁決の日から1年を経過すると許可処分の取消しを求める訴えを提起することができない。

記

（使用を許可する物件等）

第1条 使用を許可する物件（以下「使用許可物件」という。）、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用できる用途（以下「指定用途」という。）、使用許可の期間、使用料及びその納入期限は次のとおりとする。

使用許可物件	施設名称	動物園（使用許可部分 別図のとおり。）				
	物件の表示	所 在	地 番	種 目	数量（㎡）	備考（使用部分・用途）

指 定 用 途					
使用許可の期間		自 年 月 日 至 年 月 日			
使用料及び納入期限	使 用 料			納 入 期 限	納 入 金 額
	内 訳	財産使用料	円		円
		暖 房 料	円	年 月 日限り	円
		電 気 料	円	年 月 日限り	円
		電 話 料	円	年 月 日限り	円
		上 下 水 道 料	円	年 月 日限り	円
		ガ ス 代	円	年 月 日限り	円
				計	円
	備 考				

(使用許可の更新)

第2条 使用許可された期間の満了により、あらためて使用の許可を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに書面をもって、許可者に申請しなければならない。

(使用料の納入方法及び延滞金)

第3条 使用者は許可者の発行する納入通知書により第1条に定める使用料をその期日までに納入しなければならない。

2 使用者が指定期日までに使用料を支払わなかつたときは、その期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第4条 許可者は、経済情勢の変動、市有財産関係法令の改廃その他の事情により特に必要と認める場合には、使用料を改定する。この場合、使用者は、改定された使用料を支払わなければならない。

(使用上の制限)

第5条 使用者は、使用許可物件を第1条に定める使用を許可された期間中、指定用途に供し、常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用許可物件について修繕、模様替、その他の行為をしようとするとき、又は、許可事項を変更しようとするときは、事前に書面をもって許可者の許可を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

第6条 使用者は、使用許可物件を他の者に転貸し、又は、担保等に供してはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第7条 許可者は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は、変更することができる。

- (1) 使用者が、許可の条件及び関係法令に違反又は、管理の義務行為等を怠ったとき。
- (2) 市において公用若しくは、公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき。

(原状回復)

第8条 許可者が使用許可を取り消したとき、又は、使用許可の期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で許可者の指定する期日までに使用許可物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、許可者が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 地下埋設工事において、原状に回復するための復旧工事にあつては凹地が生じないように実際掘削部分及びその周囲に砂利及び衣土を十分に補充し、工事施行後は許可者の立会を得るものとする。
- 3 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、許可者は、使用者の負担においてこれを行なうことができる。この場合において、使用者は、何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は、一部を滅失、き損したときは、当該滅失又は、き損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める条件を履行しないため、損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(許可の取消しによる損失の取扱い)

第10条 第7条の規定により、使用許可を取り消した場合において、市が特に認めた場合（同条第2号に限る。）を除き、その取消しにより、使用者に損失が生じても、市は、その損失を補償しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 第7条の規定により、使用許可が取り消された場合において、使用者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費、修繕費等及びその他の費用があつても、その費用の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 許可者は、使用許可物件について随時に実地調査をし、又は、必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

- 2 許可者は、必要があるときは、使用者の経営状況等について調査をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 前項の規定による求めがあつた場合、使用者は、これを拒否することができない。

(疑義の決定)

第13条 この条件に関し、疑義のあるとき、その他使用許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて許可者の決定するところによるものとする。